

標題

航海中の修理及び保守について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0830  
発行日 2010年10月20日

各位

先の ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0379 (2000年10月17日付)にて、IACS UR Z13 "Voyage Repairs and Maintenance" に基づく航海中の修理及び保守についての指針をお知らせしておりますが、このたび UR Z13 が一部改訂されましたので、お知らせします。

これにより船体、機関および艀装品の、船級に関わるか或いはその可能性のある修理が、航海中に乗組員或いは保守要員により行われている場合、当該修理は予め計画された修理方案に従う必要があります。また、緊急を要する場合を除き、修理範囲及び修理途中での、弊会検査員立会の要否も含めて修理方案を予め提出し、検査員の合意を得る必要があります。航海中に修理を行う旨、弊会への予めの通知がなされなかった場合には、船級の維持に影響する場合がありますのでご注意願います。

また、次の場合は修理方案を予め提出することは要しませんが、航海日誌に記録し、更なる検査の必要性の有無を判断するために、臨検した検査員に提出し、その指示を受けていただくこととなります。

- (1) 非常に緊急な状況下で行われる修理
- (2) 製造者の指示、確立された日常的な船上業務、或いは弊会の承認を必要としない船体、機関および艀装品の保守及び開放（結果として船級に関わるか或いはその可能性のある保守及び解放は記録し、弊会検査員に提出する必要があります。）

この ClassNK テクニカル・インフォメーションを以て、ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0379 (2000年10月17日付)を絶版とします。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)  
本部 管理センター 検査技術部  
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)  
Tel.: 03-5226-2027 / 2028  
Fax: 03-5226-2029  
E-mail: svd@classnk.or.jp

添付:

1. 航海中の修理に関する検査のための指針

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0830

添付 1.

## 航海中の修理に関する検査のための指針

本指針は洋上船体修理に関して規則・要領に加えて検査員の参考のために供するものである。但し、規則・要領の規定に抵触する恐れがある場合は、規則・要領の規定に従うこととする。

- A. 航海中の船体修理を開始するにあたり、船主・船長若しくはその代理と協議し下記を確認する:
1. 船舶の水密性・風雨密性及び縦強度を含み、構造性能の確保とその維持は船主の責任であること。
  2. 修理の範囲。全ての修理は本会の要求と合意の両方或はいずれかに因るものであること。
  3. 関連図面が用意されている。
  4. 使用する材料の証明書、等級及び寸法の照合。修理の完成検査を担当する検査員のために照合されたミル・シートが本船上に保管されていること。
  5. 使用する消耗材料の証明書及び材料の適合性の照合。乾燥装置、保管庫等の準備の確認。
  6. 溶接工及び監督者の技量・資格の照合と修理の完成検査を担当する検査員のために資格に関する記録が本船上に保管されていること。
  7. 計画された修理の検討。
  8. 溶接部の清掃、予熱(もし必要ならば)等溶接手順に即して健全な溶接を可能とする準備の点検。  
更に、高度な技量を要する溶接姿勢の制約や船体運動が溶接作業に悪影響を及ぼす可能性があるようなかなり作業性の悪い溶接を禁止する必要があるやも知れない。
  9. 適切な塗装補修の検討。
  10. 足場、照明、換気等の計画された作業条件の検討。
  11. 工事の監督及び品質管理計画の検討。
  12. 修理完工の検査及び試験を本会検査員の立合いの下で行うこと。  
(注) 上記の詳細については覚書とし、写しを本船上に保管し修理の検査を行う検査員の用に供する事が望ましい。更に、修理完工検査を行う検査員に写しを送付しておくことが望ましい。
- B. 主要縦通部材或は横置部材とその付属物等、船体主要構造部材の修理は洋上修理に先立ち本会の検討を受けること。  
船体主要構造部材の洋上修理は緊急を要する状況を除いて認められない。  
船体主要構造部材の修理は取付、目違い、仕上がり及び作業標準への適合確認を乗船検査或は適当な間隔で本会検査員の立合いを受けて確認されること。  
主要構造部材の修理個所の非破壊検査を行う。  
他の船体構造部材の修理はその完成検査として差し支えない。
- C. 下記に適合しない船体構造の洋上修理は認められない。
1. 修理に先立ち本会検査員と協議されている事。
  2. 修理の完成検査が本会検査員により行われた。